

## 湯前町空き家バンク実施要綱

(平成 28 年 1 月 1 日要綱第 1 号)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、湯前町における空き家の有効活用を通して、湯前町民と都市等住民の定住促進による地域の活性化を図るため、湯前町空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)湯前町内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地の登録及び利用希望者に関する登録を通して、空き家登録者及び空き家利用登録者に対して紹介を行うシステムをいう。
- (2) 利用希望者 湯前町への定住等を目的として空き家の利用を希望する者
- (3) 空き家利用登録者 第 7 条第 3 項の規定による登録の通知を受けた利用希望者
- (4) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者
- (5) 申込者 空き家に関する情報の空き家バンクへの登録を希望する所有者等
- (6) 空き家登録者 第 4 条第 3 項の規定による登録の通知を受けた申込者

### (適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家バンク以外による湯前町内の空き家の取引を規制するものではない。

### (空き家の登録申込み等)

第 4 条 申込者は、空き家バンク登録申込書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。ただし、熊本県暴力団排除条例第 2 条で規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団密接関係者」は、空き家バンク登録申込書の提出をすることができない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、湯前町空き家バンク登録台帳(以下「空き家台帳」という。)に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家バンク登録完了通知書(様式第 2 号)により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き家で空き家バンクに登録することが適当と認めるものについて、所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

### (空き家に係る登録事項の変更の届け出)

第 5 条 空き家登録者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を空き家バンク登録変更届出書(様式第 3 号)により町長に届け出なければならない。

(空き家台帳の登録の抹消)

第6条 町長は、空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家登録抹消届出書(様式第4号)の提出があったときは空き家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家登録抹消通知書(様式第5号)により空き家登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者は、空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第6号)及び誓約書(様式第7号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を湯前町空き家利用希望者登録台帳(以下、「利用希望者台帳」という。)に登録しなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、湯前町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者

(3) その他、町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家バンク利用登録完了通知書(様式第8号)により当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届け出)

第8条 利用登録者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を空き家バンク利用登録変更届出書(様式第9号)により町長に届け出なければならない。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は空き家バンク利用登録抹消届出書(様式第10号)により利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク利用登録抹消通知書(様式第11号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき

(3) 申込み内容に虚偽があったとき

(4) その他町長が適当でないとして認められたとき

(交渉の申込み及び通知)

第10条 交渉を申し込みたい登録物件のある利用登録者は、空き家バンク交渉申込書(様式第12号)に希望物件の登録番号その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合には、その内容等を確認のうえ、適切であると認められたときは、当該希望物件の空き家登録者にその旨を通知するものとする。

(交渉及び契約)

第11条 町長は、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買、賃貸借に関する交渉及び契約については、これに関与しないものとする。ただし、町長は空き家登録者から仲介業者の紹介依頼があったときは、町長が協定を締結した空き家バンクの仲介に関する協定先に紹介するものとする。

2 前項の通知を受けた空き家登録者は、遅滞なく利用登録者との交渉を行い、町長にその交渉結果を報告するものとする。

3 契約に関する一切のトラブル等については、空き家登録者と利用登録者において解決するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。